

付録 4. アクセス回線とアクセスポイントについて

付録4 アクセス回線とアクセスポイントについて

NACCS 民間利用者用ネットワークにおけるアクセス回線には、専用線接続と、~~ADSL 接続、及~~
~~ブロードバンド光接続がある。~~

(1) 専用線接続

専用線接続とは、利用者システムと NACCS センターサーバとの通信経路を、常時確立させておく接続方法である。

NACCS 民間利用者用ネットワークにおける専用線接続の料金（基幹網の料金＋アクセス回線の料金）は、回線速度ごとに日本全国均一料金とする。つまり、アクセスポイントと民間利用者の接続点との距離（アクセス回線の距離）に関わらず専用線接続の料金（基幹網の料金＋アクセス回線の料金）は一定料金となる。

(2) ~~【削除】ADSL 接続~~

~~ADSL 接続とは、利用者システムと NACCS センターサーバとの通信経路を、電話回線を使用した高速通信用回線により常時確立させておく接続方法である。~~

~~NACCS 民間利用者用ネットワークにおける ADSL 接続の料金（基幹網の料金＋アクセス回線の料金）は、日本全国均一料金とする。つまり、アクセスポイントと民間利用者の接続点との距離（アクセス回線の距離）に関わらず ADSL 接続の料金（基幹網の料金＋アクセス回線の料金）は一定料金となる。~~

(3) ブロードバンド光接続

ブロードバンド光接続とは、利用者システムと NACCS センターサーバとの通信経路を、光ファイバーによる高速通信用回線により常時確立させておく接続方法である。

NACCS 民間利用者用ネットワークにおけるブロードバンド光接続の料金（基幹網の料金＋アクセス回線の料金）は、日本全国均一料金とする。つまり、アクセスポイントと民間利用者の接続点との距離（アクセス回線の距離）に関わらずブロードバンド光接続の料金（基幹網の料金＋アクセス回線の料金）は一定料金となる。